

事務連絡
令和6年1月2日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

自然災害時における労働基準関係行政の運営について
(令和6年能登半島地震)

標記については、別添の令和2年7月30日付け基発0730第1号(一部改正:令和5年9月22日付け基発0922第5号)「自然災害時における労働基準関係行政の運営について」(以下「災害時通達」という。)により、都道府県労働局長あて指示されているところです。

今般、下記の地域に、令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用がなされたことにより、同被災地域における労働基準関係の業務運営については、災害時通達が適用されることとなります。

同被災地域を所轄する労働局におかれては、災害時通達に基づき、被災労働者等の状況に十分配慮し、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、その他の労働局におかれても、被災労働者等からの相談等に丁寧に応じられるよう、災害時通達に基づく対応について職員への周知をお願いします。

なお、今後、同災害にかかる災害救助法適用地域が拡大された場合は、拡大された地域についても災害時通達が発動して適用されることとなりますので、ご留意ください。

記

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域(1月1日時点)

新潟県:新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

富山県:富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

石川県:金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：福井市、あらかわ市、坂井市

抜 粋